

上程された議案は、それぞれ所管の総務常任委員会と建設経済厚生常任委員会に付託し、審議を行いました。

給料減額

議案第 89 号 特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成 30 年 11 月 16 日開催の市主催行事において、市長が開会時刻に遅刻し、多くの関係者や参加者に迷惑をかけ、市政への信頼を失ったことに対する責任として、平成 31 年 1 月 1 日から同月 31 日までの 1 ヶ月間、市長の本則給料月額を 10 分の 1 減額するもの。

本則給料月額 893,000 円
減額後の給料月額 803,700 円

問 市長が行事の開会時間に遅れたのは、公務によるものだったのか。

答 会場への道中も公務に該当し、その公務中に遅れているということも言えますが、今回、実際遅れたのは、道中の渋滞により時間がかかったということではなく、事務方の調整ミス、あるいは意思の疎通が十分にはかれていなかったことが、原因であると考えています。

討論【反対】 その場で誠意をもって謝罪すればよいことであり、給与をカットするまでもなく、再発防止に向け、襟を正して職務を行うということのほうが大事である。事務処理ミスの本気で是正することに力を注いで欲しい。

討論【賛成】 給与カットすることが、必ずしもよいとは言いがたいが、一定のけじめをつけ、次の再発防止に向かうことには賛成する。

犯罪被害者支援

議案第 90 号 加西市犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪等の被害者、その家族又は遺族が地域社会の中で再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、市、市民、事業者の責務を明確にするとともに、支援に係る基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等を総合的に支援する地域社会の形成を図ろうとするもの。

【概要】

- ・相談窓口の設置
- ・支援金の支給
- ・日常生活、居住、就業の支援

問 犯罪のケースは、さまざまに想定されると思うが、どのような案件に適用されるのか。

答 適用する案件として、殺人、または 1 ヶ月以上の入院を必要とする重傷病に対し支援するとしているが、DV 等の特定侵害行為についても、相談に応じていきたいと考えています。

問 国の法律と県条例で適用されている方を対象とするのか。

答 国や県においても支援策が講じられているが、支援を受けられるまで時間がかかるため、その間を市でタイムリーに支援していくことを考えています。

問 被害者にとって、その後のフォローとして心のケアが重要になってくるが、相談等の体制はどうなっているのか。

答 医療機関、警察、学校等関係機関と連携し、それぞれのサービスへつなげていくことを考えています。

生活困窮世帯等児童支援

議案第 91 号 加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の制定について

加西市内の生活困窮世帯等の児童が就職又は進学するにあたり、既存の公的援助だけでは新生活の準備費用の捻出が困難な状況である場合に、その児童の生まれ育った環境によって将来が左右されることのないよう、児童の自立の促進を図るため一時金を支給することについて必要な事項を定めるもの。

【概要】

- ・就学援助が必要な児童が中学校卒業時に就職又は進学するとき 5 万円
- ・児童養護施設等に入所中の児童が自立生活を送るとき 15 万円

問 就学援助が必要な児童への高校進学時の一時金の金額の根拠について。

答 生活保護世帯との均衡を取るために生活保護費の一時扶助費の 8 割程度としました。また公立高校に進学した際、実際に必要となる費用について調べたところ、制服や体操服などの費用も含めると年間で 12 万円弱となりますが、入学料、学年費、生徒会費、PTA 会費など入学時に必要な合計額が 5 万円以内であったことから、この支給金額を決定しました。